



至上約款の重要性

BY INCE & CO., LONDONIONA GAVIN



用船契約に組み込まれた約款がより広範な法的責任をもたらす可能性

用船契約の交渉の際に、航行除外条項に焦点が置かれることがよくありますが、法的責任という観点において広範な影響を与えうるその他の条項にも注意を向けることが重要です。特に、ヘーグ・ルール／ヘーグ・ヴィスビー・ルールの貨物責任制度を組み込む条項について留意してください。組み込みは、しばしば至上約款の形態でなされます。用船契約がこうした条項を組み込んだ場合の影響は、明白でない場合がよくありますが、主なポイントは以下のとおりです。

ヘーグ・ルール／ヘーグ・ヴィスビー・ルールの組み込み

ヘーグ・ルール／ヘーグ・ヴィスビー・ルール（以下「ルール」といいます）が、用船契約に全体的に適用されるように組み込まれた場合、その適用範囲は貨物クレームに限定されません。したがって、船主は、本来であれば用船契約に基づき用船者に対して責任を負うはずであるクレームに関しても、これらのルール上の抗弁を適用できる場合があります。

以下、ルールを効果的に組み込んだ結果として下された判断をいくつか紹介します。

- ・ 本来であれば、用船契約に基づく「絶対的保証であるはずの堪航性保持義務」が、「航海の前および開始時に船舶の堪航性を確保するために相当な注意を払う義務」に軽減されたケース

結果として、

- 船主は機関室の機器故障による不履行から生じた積み替え費用について責任を免れた。¹
- 船主はエンジンの故障による履行保証違反について責任を免れた。²
- ・ 航海過失免責に依拠する権利が船主に与えられたケース
 - 母船の所有者がチャーターした灯船に起因する接触損害³
 - 用船者が所有する突堤に船舶が損害を与えた場合⁴
- ・ 船主が、用船者からの貨物の損失または損害に関するクレーム、または出荷済みもしくは出荷予定の貨物に関連して被った金銭的損失の責任について、1年の時効条項に依拠することができたケース

例えば、

- 代替船舶の費用⁵
- 用船者のラッシングやローディング用具など、貨物以外の損失⁶
- 貨物昇降装置の待機費用⁷
- 運送の遅延から生じる損失を軽減するために購入した代替貨物の費用⁸

¹ The Saxton Star [1958] 1 Rep 73

² The Leonidas [2001] 1 Lloyd's Rep 533

³ The Satya Kailash [1984] 1 Lloyd's Rep 588

⁴ Australian Oil Refining Pty Ltd v. R.W. Miller & Co. Pty, Ltd [1968] 1 Lloyd's Rep. 448

⁵ The Marinor [1996] 1 Lloyd's Rep 301

⁶ The Seki Rolette [1982] 2 Lloyd's Rep 638

⁷ Linea Naviera v. Abnormal Load [2001] 1 Lloyd's Rep. 763

⁸ The Stolt Sydness [1997] 1 Lloyd's Rep 273

貨物に関連するクレームに限定したルールの適用

例えば、「貨物の損失、損害、または貨物に関連して生じる損害」のみにルールが適用される Shellvoy 4 のように、用船契約がルールの適用を限定している場合でも、その抗弁の適用は貨物の物理的な損失または損害に対するクレームに限定されません。これらは、荷主により、保管費用や積み替え費用などのように貨物に関連して通常提起されるどんなクレームにも適用されます。⁹

したがって、用船者がルールの適用を貨物の物理的な損失または損害に関するクレーム、または少なくとも貨物に関連してなされるクレームに制限することを希望する場合、用船者は、組み込む条項に適切な制限規定が含まれるようにする必要があります。また、クレームが発生した場合、用船者は当該のクレームが1年の時効条項の対象になるかを慎重に検討し、該当する場合は、その期間を保護するための適切な手段を講じる必要があります。

ルールのより広範な適用

同様に、ルールのより広い適用を受けようとする船主は、関連する制限があるかどうか用船契約の文言を慎重に確認する必要があります。また船主は、ルールが組み込まれていること、そして、（ヘーグ/ヘーグ・ヴィスビー上、船主が抗弁権を放棄したと解釈される可能性があるような）貨物に関する契約上の保証や責任の引受がなされていないことを慎重に確認する必要があります。特に、船主は、「本契約に記載されている規定にかかわらず...」という用語を使用した条項など、その他の規定に優先する貨物関連の条項に注意する必要があります。

⁹ The Casco [2005] 1 Lloyd's Rep 565

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

なお、原文の英文記事は「[The importance of Paramount Clauses](#)」からご覧になれます。